

ID: 132

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	助成金の交付		
例規名 根拠条項	村田町心身障害者医療費の助成に関する条例 第9条		
例規番号	平成16年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第9条の規定による。 (助成)</p> <p>第4条 町は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法第42条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金(法令の規定に基づく国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は保険者等の負担による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに附加給付の額を控除し、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下単に「一部負担金」という。)について、当該助成対象者又はその保護者に助成するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、助成対象者が当該療養の給付に代えて医療費を支払った日から2年以内のものに限るものとする。 (助成の決定・交付)</p> <p>第9条 町長は、前条の規定により受給者から申請があったときは、その内容を審査し当該申請に係る助成額を決定するとともに、規則で定める通知書により当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日